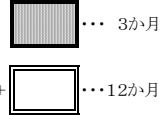


点検整備記録簿(分解整備記録簿写)

か月点検整備



点検の結果及び整備の概要

点検箇所	点検項目	
・かじ取り装置		
ハンドル	操作具合	
ギヤ・ボックス	油漏れ	
	取付の緩み	
ロッド及びアーム類	緩み、がた、損傷(※)	
	ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷	
ナックル	連結部のがた(※)	
かじ取り車輪	ホイール・アライメント	
パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み、損傷	
	油漏れ、油量(※)	
	取付の緩み	
・制動装置		
ブレーキ・ペダル	遊び、踏み込んだときの床板とのすき間	
	ブレーキのきき具合	
駐車ブレーキ機構	引きしろ	
	ブレーキのきき具合	
ホース及びパイプ	漏れ、損傷、取付状態	
リザーバ・タンク	液量	
マスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ及びディスク・キャリパ	機能、磨耗、損傷	
ブレーキ・チャンバ	ロッドのストローク	
	機能	
ブレーキバルブ、クイック・リリース・バルブ及びリザーババル	機能	
倍力装置	エア・クリーナの詰まり	
	機能	
ブレーキ・カム	磨耗	

点検箇所	点検項目	
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	ドラムとライニングとのすき間	
	シューの摺動部分、ライニングの磨耗(※)	
	ドラムの磨耗、損傷	
バック・プレート	バック・プレートの状態	
ブレーキ・ディスク及びハット	ディスクとハットとのすき間(※)	
	ハットの磨耗(※)	
	ディスク磨耗、損傷	
センタ・ブレーキ・ドラム及びライニング	ドラムの取付の緩み	
	ドラムとライニングとのすき間	
	ライニングの磨耗	
	ドラムの磨耗及び損傷	
二重安全ブレーキ機構	機能	
・走行装置		
ホイール	タイヤの状態(※)	
	ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み	
	ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷(大型車)	
	フロント・ホイール・ベアリングのがた(※)	
	リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	
	ホイール・ベアリングのがた	
・緩衝装置		
リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	
	取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
コイル・サスペンション	スプリングの損傷	
	取付部、連結部の緩み、がた、損傷	
エア・サスペンション	エア漏れ	
	ペローズの損傷(※)	
	取付部、連結部の緩み、損傷(※)	

点検箇所	点検項目	
	レベリング・バルブの機能	
ショック・アブソーバ	油漏れ、損傷	
・動力伝達装置		
クラッチ	ペダルの遊び、切れたときの床板とのすき間	
	作用	
	液量	
トランスミッション及びトランスファ	油漏れ、油量(※)	
プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	連結部の緩み(※)	
	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂、損傷	
	継手部のがた	
	センタ・ベアリングのがた	
デファレンシャル	油漏れ、油量(※)	
・電気装置		
点火装置	点火プラグの状態(※) (白金プラグ及びイジウムプラグを除く)	
	点火時期	
	ディストリビュータのキャップの状態	
バッテリー	ターミナル部の接続状態	
電気配線	接続部の緩み、損傷	
・原動機		
本体	エア・クリーナ・エレメントの状態(※)	
	低速及び加速の状態	
	排気の状態	
	シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の縮付状態	
潤滑装置	油漏れ	
燃料装置	燃料漏れ	
冷却装置	ファン・ベルトの緩み、損傷	
	水漏れ	

点検箇所	点検項目	
・ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置		
ブローバイ・ガス還元装置	メターリング・バルブの状態	
	配管の損傷	
燃料蒸発ガス排出抑止装置	配管等の損傷	
	チャコール・キャニスターの詰まり、損傷	
	チェック・バルブの機能	
一酸化炭素等発散防止装置	触媒反応方式等排出ガス減少装置の取付の緩み、損傷	
	二次空気供給装置の機能	
	排気ガス再循環装置の機能	
	減速時排気ガス減少装置の機能	
	配管の損傷、取付状態	
警告器 窓ふき器、洗浄液噴射装置、デフロスタ、施錠装置	作用	
	取付の緩み、損傷(※)	
エグゾースト・パイプ及びマフラ	マフラの機能	
エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水	
	コンプレッサ、プレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能	
高圧ガスを燃料とする燃料装置等	導管及び継手部のガス漏れ損傷	
	ガス容器取付部の緩み、損傷	
車枠及び車体	非常口の扉の機能	
	緩み、損傷	
連結装置	カブラの機能、損傷	
	ピントル・フックの磨耗、亀裂損傷	
座席	座席ベルトの状態(事業用バス・乗用車のみ)	
開扉発車防止装置	機能	
その他	シャシ各部の給油脂状態	
	(※)スベア・タイヤ取付装置の緩み、がた、損傷	
	(※)スベア・タイヤの取付状態	
	(※)ツール・ボックスの取付部の緩み、損傷	

(注) (※)印の点検箇所は、自動車検査証の交付を受けた日又は前回の点検を行った日以降の走行距離が3か月当たり2,000km以下の自動車については、行わなくてもよい。
 (注) (*)印の項目は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車を対象。

区分及び記号			
点検	V	交換	×
分解	○	修理	△
調整	A	清掃	C
締付	T	給油	L
該当なし	/		

CO、HC濃度		自動車分解整備事業者の氏名又は名称、事業場の所在地及び認証番号
(アイドリング時)		
CO	%	
HC	ppm	

整備主任者の氏名	
点検の年月日	年 月 日
整備完了年月日	年 月 日
点検時の総走行距離	km